

新宮市

各種支援制度の ご案内



令和 8 年度

新宮市企画調整課

目 次

～ 新宮市が実施している各種支援制度の主な事業をご案内します ～

1. 住まい暮らしの支援	1
2. 高齢者の支援	4
3. 福祉・医療の支援	7
4. 妊娠・出産・子育て支援	10
5. 移住・定住の支援	14
6. 企業・事業者の支援	15
7. その他の支援制度	18

【この冊子のご使用方法】

この冊子は、新宮市の支援制度を広く知っていただくことを目的とし、制度の概要を一覧でまとめたものです。

各制度の詳細内容や申請手続き等については、記載のQRコードから市ホームページをご覧ください。

また、制度内容や募集期間等に変更される場合がありますので、必ず最新の情報をご確認の上、ご利用ください。

市ホームページでは、冊子に掲載している制度のほか、暮らしに役立つ情報も一覧にしています。

是非、そちらもご確認ください。⇒ ⇒ ⇒ ⇒



【各種支援制度】

1 住まい暮らしの支援

熊野材の家づくり事業補助金		担当課	農林水産課・農業委員会 ☎ 0735-23-3351	
概要	熊野材の利用促進を目的として、一定の条件のもと、個人の方が熊野材を使用して市内に住宅を建設する場合、または既存の住宅の増築等を行う場合に最高50万円を補助します。			
補助額等	1㎡当たり25,000円以内を乗じた額（最高限度額）1棟当たり500,000円			

合併処理浄化槽設置整備事業補助金		担当課	生活環境課 ☎ 0735-23-3348	
概要	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、かつ、汚水処理未普及解消につなげるため、合併処理浄化槽を設置する者に予算の範囲内で補助金を交付しています。 ※補助対象地域等の要件あり			
補助額等	合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額を限度とし、下記のとおり ●5人槽（332,000円）、●7人槽（414,000円）、●10人槽（548,000円） ※補助金加算額有り			

生ごみ処理機等購入費補助制度 （家庭用）		担当課	生活環境課 ☎ 0735-23-3349	
概要	市内の各家庭から排出される生ごみの減量化、焼却の効率化及びたい肥としての資源化を図り、もって生活環境の保全と公衆衛生に資するため、生ごみ処理容器を購入する市民に補助金を交付します。			
補助額等	コンポスト（150ℓ以下） 1個当たり 2,000円 （150ℓ以上） 1個当たり 4,000円 E M容器 1個当たり販売価格の1/2（限度額4,000円） 電気式生ごみ処理機 1個当たり本体販売価格（消費税額除く）の1/2（限度額20,000円）			

ブロック塀等耐震対策事業		担当課	防災対策課 ☎ 0735-23-3333（代表）	
概要	道路等に面し、地震発生時における倒壊または転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去する場合や撤去後に軽量の塀を新たに設置する場合に、その費用の一部を補助するブロック塀等耐震対策事業補助金制度を実施しています。 受付期間：令和8年4月17日（金）～令和9年1月29日（金）			
補助額等	撤去事業 工事費と撤去する面積（㎡）×1万5千円のいずれか低い額の9/10（上限額15万円）20戸（先着順） 改善事業 工事費と新設する長さ（m）×2万6千円のいずれか低い額の9/10（上限額15万円）10戸（先着順）			

住宅耐震改修事業 (耐震ベッド・耐震シェルター設置工事)		担当課	防災対策課 ☎ 0735-23-3333 (代表)	
概要	耐震診断の結果、耐震性が低いと判定された木造住宅（戸建、長屋、併用住宅（店舗等に使用する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）、共同住宅）に耐震ベッド・耐震シェルターの設置工事を行う場合、補助金を交付する制度があります。 募集期間：令和8年4月17日（金）～9月30日（水） 募集件数：1件			
補助額等	耐震ベッド・耐震シェルター設置工事費用の2/3（上限266,000円） ※補助対象は、耐震ベッド・耐震シェルターの購入及び設置工事に要する経費となります。			

木造住宅耐震診断		担当課	防災対策課 ☎ 0735-23-3333 (代表)	
概要	平成12年5月31日以前に建築（着工）した木造住宅（戸建、長屋、併用住宅（店舗等に使用する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）、共同住宅）について、無料で「木造住宅耐震診断士」を派遣し、耐震診断を行います。 受付期間：令和8年4月10日（金）～令和9年1月29日（金）			
補助額等	費用 無料 募集戸数 110戸（先着順です。定員になり次第締め切ります。）			

非木造住宅耐震診断		担当課	防災対策課 ☎ 0735-23-3333 (代表)	
概要	旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に着工）の非木造（鉄筋コンクリート造・鉄骨造など）の戸建て住宅、長屋及び共同住宅の耐震診断費の一部を補助します。 受付期間：令和8年4月17日（金）～11月30日（日）			
補助額等	補助金額 耐震診断費用の2/3 上限89,000円 募集戸数 1戸（先着順です。定員になり次第締め切ります。）			

補強設計と耐震改修の総合的な実施 (木造住宅・非木造住宅)		担当課	防災対策課 ☎ 0735-23-3333 (代表)	
概要	耐震診断の結果、耐震性が低いと判定された住宅（戸建、長屋、併用住宅（店舗等に使用する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）、共同住宅）の耐震改修費（設計費及び工事費）の一部を補助します。 ※旧制度の「耐震補強設計」「耐震改修工事」も利用可 受付期間：令和8年4月17日（金）～11月30日（月）			
補助額等	補助金額 耐震改修：上限1,578,500円（避難重視型補強の場合：上限1,316,000円） 募集戸数 詳細はお問い合わせください。			

住宅耐震改修事業 (土砂災害対策改修工事)		担当課	防災対策課 ☎ 0735-23-3333 (代表)	
概要	土砂災害特別警戒区域に建築されている住宅（既存不適格建築物）が想定される土砂に対応できるよう外壁の改修や塀の設置を行う場合に、費用の一部を補助する制度を実施しています。 受付期間：令和8年4月17日（金）～9月30日（水）			
補助額等	補助金額 工事費用の23%（上限額772,800円） 募集戸数 1戸（先着順）			

不良空家除却補助金交付事業		担当課	空き家対策室 ☎ 0735-23-3331	
概要	老朽化した空き家は、衛生面や景観面での悪化につながるだけでなく、地震による倒壊の恐れや火災の危険性など防災・防犯面においても地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす可能性があります。市では、このような危険な空き家を解体する所有者等に対して、解体費用の一部を補助する不良空家除却補助金制度を創設しました。 ※補助を受けるには、市職員が当該空き家の不良度判定を行い、「不良空家の認定」を受ける必要があります。			
補助額等	補助金額 空き家の除却費用の2/3（上限60万円） ※空き家に附属する工作物の除却及び処分費用、動産の移転等は除却費用に含まれません。			

不良空家除却後の土地に対する 固定資産税の減免		担当課	税務課 ☎ 0735-29-7190	
概要	地域の防災、防犯等、周囲の環境に悪影響を及ぼす可能性がある不良空家の除却を推進し、市民の安全の確保及び住環境の向上を図ることを目的とし、不良空家を除却した後の土地に対する固定資産税を減免します。 ※減免を受けるには、「不良空家の認定」を受ける必要があります。			
補助額等	減免額 土地の固定資産税のうち、住宅用地特例相当分 (解体後の本来の税額と、住宅用地特例が適用された場合の税額との差額) 減免期間 空家の除却後、住宅用地特例が適用されなくなった年度から5年間			

2 高齢者の支援

高齢者居宅改修補助事業		担当課	健康長寿課 ☎ 0735-23-3346	
概要	高齢者が在宅で自立して生活できる住環境を整備するため、対象者要件を満たす方に住宅改修に必要な経費を補助します。（工事前に申請、市の審査が必要）			
補助額等	対象額 一世帯当たり60万円までの対象経費支出額から介護保険制度における住宅改修費（上限20万円）を控除した額 補助額 ① 生活保護受給者：補助対象額の10/10 ② ①以外 ：補助対象額の3/4			

高齢者手すり設置事業		担当課	健康長寿課 ☎ 0735-23-3346	
概要	高齢者の転倒防止などの生活環境の改善を図るため、対象者要件を満たす方に玄関から道路までの間の手すり設置費用を補助します。			
補助額等	対象額 手すり本体の設置費用、改修費用（上限20万円） 補助額 ① 生活保護受給者：補助対象額の4/5 ② ①以外 ：補助対象額の1/2			

高齢者等タクシー・バス券交付事業		担当課	健康長寿課 ☎ 0735-23-3346	
概要	対象者要件を満たす方にタクシー・バス券を交付します。 ＊タクシーのご利用に加えて、高田地域・熊野川町地域に停留所がある路線バスで500円以上の運賃をお支払いする場合も使用いただけます。			
補助額等	年額20,000円分のタクシー・バス券を交付（500円券×40枚）			

高齢者補聴器購入助成事業		担当課	健康長寿課 ☎ 0735-23-3346	
概要	対象者要件を満たす方に、補聴器購入費の一部を助成します。			
補助額等	対象経費の実支出額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）と20,000円のうち、いずれか少ない額。			

「食」の自立支援事業（配食サービス）		担当課	健康長寿課 ☎ 0735-23-3346	
概要	月～土曜日のうち、希望する曜日の昼食または夕食を定期的に配達し、利用者の安否を確認します。（日曜・祝日・年末年始は除く。）			
利用料	1食400円			

生きがい対応型デイサロン		担当課	健康長寿課 ☎ 0735-23-3346	
概要	生活指導や健康づくりなど、心身の機能の向上と健康増進をサポートします。			
利用料等	①生きがい対応型デイサロン（雲取温泉：1回1,000円） ②健康増進型デイサービス（P-UP SHINGU：1回1,000円） ③生きがいデイサービス（熊野川園：1回700円） ④ふれあいサービス（熊野川町保健センター：1回700円）			

家族介護用品給付事業		担当課	健康長寿課 ☎ 0735-23-3346	
概要	対象者要件を満たす65歳以上の方に、紙おむつ等の介護用品を支給します。			
給付額	年間上限55,000円（現物支給）			

寝具乾燥消毒サービス		担当課	健康長寿課 ☎ 0735-23-3346	
概要	自宅を専用車で訪問し、布団等の寝具の乾燥消毒を行います。 対象者 65歳以上の方のみの世帯で心身等の疾病により寝具の衛生管理が困難な方			
利用料	1回200円（月1回・4点以内）			

訪問理髪サービス		担当課	健康長寿課 ☎ 0735-23-3346	
概要	対象者要件を満たす方の自宅を訪問し、理髪を実施します。 対象者 要介護度3以上で外出が困難な方など			
利用料	自己負担1回2,500円（年6回まで）			

家族介護慰労金		担当課	健康長寿課 ☎ 0735-23-3346	
概要	在宅介護を行っている家族に慰労金を支給します。 対象者 市民税非課税世帯で過去1年間に介護サービスを受けていない高齢者（要介護度4または5に限りです）を在宅介護している方			
給付額	年100,000円			

在宅医療相談窓口の設置		担当課	地域保健課 ☎ 0735-23-3306	
概要	高齢者が安心して在宅療養できるよう、新宮市医師会の協力のもと相談窓口を設置しました。 医療の専門職が医療と介護についての悩みや不安などの相談に地域包括支援センターと連携して対応します。			
対象等	対象 ①市内在住の高齢者、②在宅医療と介護の両方を必要とする人 ③高齢者を支える医療・介護関係者 ※その他の人からの相談も必要に応じて関係機関を案内する等適切に対応します。 時間 午前9時～午後5時 ※土・日・祝日、年末年始は休み 相談 電話または窓口（市役所庁舎別館 高齢者相談センター内） TEL：080-2477-1818			

住宅用火災警報器の「取付け等支援」		担当課	消防本部 ☎ 0735-21-3326	
概要	住宅用火災警報器を取り付けることができない高齢者世帯等を対象に、消防職員が直接ご自宅に訪問して取り付けのお手伝いをいたします。			
条件等	・取付けを希望する住宅用火災警報器（煙式）を事前に準備してください。 ・取付けに必要なネジ等の部品を合わせて準備してください。 ・電気配線等の工事を伴う取付けは行いません。 ・取付け場所を確認後、支援に係る承諾書をご提出いただきます。 ・取付けの際には、ご立会いただきます。			

3 福祉・医療の支援

日常生活用具給付事業		担当課	福祉課 ☎ 0735-29-7280	
概要	障がい者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、もって障がい者等の福祉の増進に資することを目的としています。			
給付内容	介護・訓練支援用具、自立支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費			

補装具費（購入・修理）の支給		担当課	福祉課 ☎ 0735-29-7280	
概要	身体障害者手帳をお持ちの方または難病疾患の方に、障害の内容・程度に応じて、車椅子や義肢、眼鏡や補聴器などの補装具の購入・修理にかかる費用について、補装具費の支給を行います。			
給付内容	視覚障害（盲人安全つえ、義眼、眼鏡）、聴覚障害（補聴器） 肢体不自由（義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助、つえ） 肢体不自由〔児童のみ〕（座位保持いす、起立保持具）			

重度心身障害児(者)医療費給付		担当課	福祉課 ☎ 0735-29-7280	
概要	重度の障がいがある方が、病院等で治療を受けた時に支払う自己負担額を助成します。			

自立支援医療（更生医療）		担当課	福祉課 ☎ 0735-29-7280	
概要	18歳以上の身体障がい者に対し、その障害を軽減して日常生活能力、職業能力を回復・改善することを目的とし、その治療（手術）にかかる医療費を助成します。			

自立支援医療（育成医療）		担当課	福祉課 ☎ 0735-29-7280	
概要	身体に障がい有するまたは現存する疾患を放置した場合に身体に障がいが残ると認められる18歳未満の児童で、生活能力を得るため、手術等により確実な治療効果の見込みのある方に対し、指定された医療機関での治療にかかる医療費を助成します。原則、医療費の1割が自己負担となりますが、所得により自己負担の上限があります。			

自立支援医療（精神通院医療）		担当課	福祉課 ☎ 0735-29-7280	
概要	精神に障がいのある方で、継続的に通院による医療の必要がある方に対し、指定された医療機関での治療にかかる医療費を助成します。 原則、医療費の1割が自己負担となりますが、所得により自己負担の上限があります。			

新宮市精神障害者医療費助成		担当課	福祉課 ☎ 0735-29-7280	
概要	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方に対して、自立支援医療（精神通院医療）の自己負担分（1割）の1/2を助成します。			

重度心身障害者(児)福祉タクシー助成事業		担当課	福祉課 ☎ 0735-29-7280	
概要	重度の障がいのある方の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進する一助として、タクシー料金の一部を助成しています。			
補助額等	タクシー利用1回につき、小型・中型タクシーの基本料金（超過分は除く）を助成。 *年間30回利用できます。（新宮市内のタクシーに限る。）			

身体障害者用自動車改造助成事業		担当課	福祉課 ☎ 0735-29-7280	
概要	重度身体障害者本人が就労等に伴い自動車を取得し改造する場合、又は重度身体障害児者の介護者が取得し、主に障害児者の通院等に使用するための改造等の費用の一部を助成します。			
補助額等	10万円を限度			

難聴児補聴器購入費等助成事業		担当課	福祉課 ☎ 0735-29-7280	
概要	身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度難聴児を対象に、補聴器の購入費等を助成します。 ※購入前にご相談ください。			
補助額等	基準価格の範囲内で購入費等の2/3（対象児童の世帯が市町村民税非課税世帯の場合は3/4）を助成			

特別児童扶養手当		担当課	福祉課 ☎ 0735-29-7280	
概要	20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障害もしくは長期にわたる安静を必要とする病状にある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育し、主として対象児童の生計を維持している方に対し支給されます。			
手当額 (月額)	1 級：58,450円 2 級：38,930円			

障害児福祉手当		担当課	福祉課 ☎ 0735-29-7280	
概要	精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする程度の障害（障害の程度は政令の定めによる）の状態にある在宅の20歳未満の児童に対し支給されます。			
手当額 (月額)	16,560円			

特別障害者手当		担当課	福祉課 ☎ 0735-29-7280	
概要	精神または身体に著しく重度の重複障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の障害（障害の程度は政令の定めによる）の状態にある在宅の障がい者（20歳以上）に対し支給されます。			
手当額 (月額)	30,450円			

新宮市心身障害児福祉手当		担当課	福祉課 ☎ 0735-29-7280	
概要	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障がい児を監護している方に対し支給されます。			
手当額 (月額)	3,000円			

介護職員初任者研修受講料助成金		担当課	健康長寿課 ☎ 0735-23-3346	
概要	市内の介護サービス事業所における新たな介護人材の発掘を図るため、介護職員初任者研修を修了し、要件を満たす方に研修費用を助成します。			
助成額	助成金の交付割合及び上限額は、対象経費の全額（千円未満の端数は切り捨てる）ただし上限額は10万円。			

がん患者アピアランスケア支援事業		担当課	地域保健課 ☎ 0735-23-3358	
概要	がん患者やがん経験者のがん治療に伴う心理的・経済的な負担を軽減するとともに、社会参加を促し、療養生活の質の向上を図ることを目的に、ウィッグ等の医療用補整具の購入費用の一部を助成します。			
補助額等	▼対象となる医療用補整具と上限額 (1)ウィッグ（全頭用）：2万円 ※ウィッグ装着のためのネットも対象です。 (2)乳房補正下着：1万円 ※下着とともに使用する補整パッドも対象です。 (3)人工乳房・人工乳頭：左右各2万円 ※乳房再建術等により体内に埋め込まれたもの除く ▼助成内容 助成額：購入費用（税込）の1/2（1,000円未満切捨）または、上記上限額のいずれか低い額 申請回数：1人につきウィッグ、乳房補正用下着、人工乳房・人工乳頭それぞれ1回限り			

4 妊娠・出産・子育ての支援

妊婦のための支援給付		担当課	子育て推進課 ☎ 0735-23-4511	
概要	妊娠期からの切れ目ない支援を行うことを目的として、子ども・子育て支援法に創設された「妊婦のための支援給付」と児童福祉法に創設された「妊産婦等包括相談支援事業（伴奏型相談支援）」を一体的に実施します。新宮市では、「妊婦のための支援給付」として妊娠時と出産後の2回に分けて妊婦支援給付金を支給します。			
支給額等	1回目 妊娠時（5万円の現金給付） 2回目 出産後（お子さん1人あたり5万円の現金給付）			

一般不妊治療費助成について		担当課	子育て推進課 ☎ 0735-23-4511	
概要	少子化社会の中、子どもを産み育てたいと切望するも不妊や不育に悩むご夫婦に対して、一般不妊治療に要する費用の一部を助成します。			
支給額等	▼対象治療 （1）医療保険適用となる不妊治療及び不育治療 （2）医療保険適用外の不妊治療（体外受精及び顕微授精を除く。）及び不育治療 （3）治療の一環として行われる検査、治療開始前に不妊原因又は不育原因を調べる検査 ＊和歌山県不育症検査費助成事業の対象となる検査は除く ▼助成内容 1年度につき、5万円まで（対象になる期間は、連続する2年度）			

子ども医療費助成制度		担当課	子育て推進課 ☎ 0735-23-3344	
概要	児童の医療費の一部をその保護者に支給することにより、児童の健康の保持及び増進に寄与し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的としています。 ◎令和6年4月より対象年齢を「中学校卒業まで」から「高校生世代まで」に拡充しました。			
支給額等	保険診療で受診された医療費（入院・通院・調剤・補装具等）の自己負担分相当額を助成。 ただし、加入健康保険から支給される高額療養費及び家族療養費付加給付がある場合は、その額を控除して助成。			

子育て用品支給事業		担当課	子育て推進課 ☎ 0735-23-3344	
概要	市にお住まいの1歳未満の子どもがいるご家庭を訪問し、紙おむつやおしりふきなどをお届けします。子育てに関するお悩みやご不安なことがあれば、お気軽にご相談ください。			
支給額等	対象期間 対象乳児が生まれた月（転入した月）から満1歳になる月まで（最大12ヶ月） 支給内容 紙おむつ1パック、おしりふき1セット（1ヶ月あたり）			

私立中学校等昼食費支援事業		担当課	子育て推進課 ☎ 0735-23-3344	
概要	市立小・中学校において実施している給食費無償化相当額について、学校給食の提供をうけていない児童生徒等の保護者に対して支援金として支給します。			
補助額等 (月額)	私立中学校50,000円、公立小学校（部） 35,000円、公立中学校（部） 50,000円			

児童手当		担当課	子育て推進課 ☎ 0735-23-3344	
概要	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（おおむね高等学校修了までの児童）を養育している人に手当を支給する制度です。 ◎令和6年10月分以降、所得制限はなくなりました。			
支給額等 (月額)	0歳～3歳未満 第1、2子 15,000円 第3子以降 30,000円 3歳～高校生年代 第1、2子 10,000円 第3子以降 30,000円 ※要件児童（多子加算）のカウント対象年齢 22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（大学生年代）			

児童扶養手当		担当課	子育て推進課 ☎ 0735-23-3344	
概要	父母の離婚などにより、父または母と生計を別にしていない児童が育成されるひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。			
支給額等 (月額)	第1子 → [全部支給] 48,050円、[一部支給] 48,040円～11,340円（10円単位） 第2子以降 → [全部支給] 11,350円、[一部支給] 11,340円～5,680円（10円単位）			

任意予防接種費用の一部助成		担当課	子育て推進課 ☎ 0735-23-4511	
概要	子どもの流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）と小児インフルエンザの予防接種費用の一部助成を行っています。			
補助額等	▼流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 対 象 市に住民票のある1歳～2歳（3歳になる1日前まで）の幼児 助 成 額 1回分を上限4,000円まで助成（市民税非課税及び生活保護世帯：6,000円） ▼小児インフルエンザ 【皮下注射】 対 象 市に住民票があり接種日において生後6か月～中学3年生までの児童 回 数 生後6か月～小学生（2回）、中学生（1回） 自己負担 1回当たり1,000円＋接種料金4,000円を超える分（生活保護世帯は無料） 【点鼻】 対 象 市に住民票があり接種日において2歳～中学3年生までの児童 回 数 2歳～中学生（1回） 自己負担 1回当たり2,000円＋接種料金8,000円を超える分（生活保護世帯は無料）			

養育費確保支援事業		担当課	子育て推進課 ☎ 0735-23-3344	
概要	ひとり親世帯を対象に、養育費に関する公正証書等作成費用、養育費保証会社との契約締結費用、養育費強制執行費用の支援を行います。			
補助額等	公正証書等作成費用	1人あたり上限30,000円		
	養育費保証契約締結費用	1人あたり上限50,000円		
	養育費強制執行費用	1人あたり上限30,000円		

こども食堂推進事業補助金		担当課	子育て推進課 ☎ 0735-23-3344	
概要	子どもの居場所づくり及び支援が必要な子どもやその家庭を支援につなげる取り組みを推進するため、こども食堂及び子育て家庭に対する食事等の配布を実施する団体に対して経費の一部を補助します。			
補助額等	次に掲げる額のいずれか低い額とする。			
	(1)補助対象経費の総額から利用者負担金、寄付金・協賛金、その他収入を控除して得た額 (1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)			
	(2)こども食堂等の実施した月数に15,000円を乗じた額			

就学援助制度		担当課	教育政策課 ☎ 0735-23-3365	
概要	市立小・中学校に就学する児童・生徒がいる世帯であって、一定の条件を満たす場合に就学に必要な費用の一部を支援する制度です。認定条件に該当する方を要保護者又は準要保護者として認定し、認定を受けた方に就学援助費を支給します。			
主な 認定条件	児童扶養手当を受給している世帯／市町村民税が非課税の世帯／国民年金掛金の免除（全額免除）を受けている世帯 等			

育英奨学補助金		担当課	教育政策課 ☎ 0735-23-3365	
概要	能力があるにもかかわらず経済的理由で高校や大学等へ進学困難な生徒の保護者の負担を軽減するため、奨学金を支給します。			
支給額等	高等学校等へ進学した者	①13,000円/月（年に4回、四半期毎に支給） ②入学支度金30,000円（入学時に1回のみ支給）		
	大学等へ進学した者	①23,000円/月（年に4回、四半期毎に支給） ②入学支度金70,000円（入学時に1回のみ支給）		

公立学校給食費無償化事業		担当課	教育政策課 ☎ 0735-23-3365	
概要	市立小・中学校に就学する児童・生徒の学校給食費の保護者負担額を無償とします。			
対象等	学校給食費（食材料費）の全部			

通学費補助金		担当課	教育政策課 ☎ 0735-23-3365	
概要	遠距離通学の市立小・中学校に就学する児童・生徒の保護者の負担軽減のため、通学費の一部または全部を補助します。			
支給額等	・廃校地区から通学：通学定期バス料金の全部 ・廃校地区以外で通学距離が2キロメートル以上：通学定期バス料金の1/2 ・小規模特認校制度で高田小・中学校に通学：ガソリン代相当額の1/2			

中学校検定受検料補助金		担当課	教育政策課 ☎ 0735-23-3365	
概要	市立中学校に就学する生徒の英語検定、漢字能力検定受検を推奨するため、検定受検料の一部を補助します。			
支給額等	年度内の受検料1回に限り2,000円。英検3級以上については4,000円。			

新宮市子育て応援入学等準備支援給付金		担当課	子育て推進課 ☎ 0735-23-3344	
概要	翌年度に小中高等学校への入学を控える年代の子どもをもつ世帯に対し、入学等準備支援給付金を支給します。			
支給額等	対象となる子ども1人当たり50,000円（要申請）			

新成人応援給付金		担当課	企画調整課 ☎ 0735-23-3339	
概要	新成人への生活応援と郷土愛の醸成、物価高騰の影響を強く受ける子育て世帯を応援するため、各年度に満18歳となる新成人に対し、新宮市新成人応援給付金を支給します。			
支給額等	対象者1人あたり30万円			

5 移住・定住 の支援

奨学金返還支援助成金		担当課	企画調整課 ☎ 0735-23-3339	
概要	本市への移住定住を促進するとともに、地域産業等の担い手を確保し、子育ての最終段階である子どもの自立支援に資することを目的とした奨学金返還支援助成制度を創設しました。 市内事業所で新規就業する40歳未満のUターン者等に奨学金返還額の一部を最大5年間助成します。			
補助額等	支給額 年間最大12万（年間返還額の1/2を上限とする） 支給期間 最大5年間（申請初年度から起算し連続5年度） 対象奨学金 日本学生支援機構の奨学金（第一種奨学金、第二種奨学金）和歌山県修学奨励金、その他市長が認める奨学金			

和歌山県移住支援事業		担当課	商工観光課 ☎ 0735-23-3357	
概要	東京23区の在住者、又は、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）在住で東京23区への通勤者が、マッチング支援事業や起業支援事業の活用、テレワーク等により県内に移住した場合に、和歌山県と移住先の市町村が共同して移住支援金を支給します。			
補助額等	2人以上の世帯の場合・・・100万円 単身世帯の場合・・・・・・60万円 ※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の方1人につき100万円を追加。			

結婚新生活支援事業		担当課	子育て推進課 ☎ 0735-23-3344	
概要	これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。 ※令和6年度よりパートナーシップ宣誓を行った方が対象になりました！			
補助額等	夫婦、パートナーともに、新居の住宅費、引越費用、リフォーム費用を合わせて、1世帯あたり上限30万円 ※夫婦、パートナーともに、婚姻日における年齢が29歳以下の世帯は、上限60万円			

空き家改修助成金		担当課	企画調整課 ☎ 0735-23-3339	
概要	本市への移住定住を推進するとともに、不良空き家の未然防止につなげることを目的として、移住を伴う空き家改修における和歌山県空き家改修補助金の対象者に対し、市が上乘せ補助を行います。			
助成額等	改修費用から県補助金等を除いた金額の1/2（最大50万円） 例：改修費用200万円の場合 ・県補助100万円（改修費200万×1/2） ・市補助50万円（改修費200万－県補助100万×1/2） ・自己負担50万円			

6 企業・事業者の支援

ビジネスチャンス支援補助金		担当課	商工観光課 ☎ 0735-23-3357	
概要	市内の中小企業者等の販路拡大及び需要開拓を促進し、産業の振興及び経済の活性化を図るため、展示会等への出展に係る経費の一部を補助します。			
補助額等	対象経費の1/2以内（上限20万円）			

頑張る商業者団体等活動支援補助金		担当課	商工観光課 ☎ 0735-23-3357	
概要	商業者の団体などが連携して実施する意欲的かつ効果的な事業に対して、必要経費の一部を補助します。			
補助額等	補助対象経費から特定財源（売上、収入、補助金、助成金、負担金、寄付金及び協賛金）を除いた額の1/2（上限20万円）			

ツアーバス助成事業		担当課	新宮市観光協会 ☎ 0735-22-2840	
概要	新宮市への企画旅行を主催する旅行業者に対して、ツアー費用を助成します。			
補助額等	バス1台あたり10,000円（宿泊を伴う場合はバス1台あたり30,000円） ※1営業所につき5回まで利用が可能。（先着順）			

旅行商品造成等現地視察支援事業		担当課	新宮市観光協会 ☎ 0735-22-2840	
概要	新宮市への素材下見の視察に対して助成します。			
補助額等	1人当たり20,000円（上限40,000円／団体） ※1営業所あたり1回2人まで利用が可能。			

居宅介護支援事業者補助金		担当課	健康長寿課 ☎ 0735-23-3346	
概要	熊野川町に居住する介護保険被保険者のケアプラン作成に対して、居宅介護支援事業者に補助金を交付します。			
補助金額	(1) 熊野川町外に住所を有する事業者が実施した場合は、1件につき月額4,000円 (2) 熊野川町内に住所を有する事業者が実施した場合は、1件につき月額1,800円			

介護職員同行支援等事業補助金		担当課	健康長寿課 ☎ 0735-23-3346	
概要	(1) 同行支援事業：訪問介護等の事業所における経験年数が長い訪問介護員が経験年数の短い訪問介護員に同行し、指導を行う取組。 (2) 安全対策支援事業：訪問介護等の事業所における訪問介護員の介護サービス提供時の安全確保を図るため、利用者等からの暴力行為等への対策として2人体制の訪問介護等が必要となるケースにおいて、介護報酬上の2人の訪問介護員による加算を取得できない場合に加算相当額の一部の補助を行う取組。			
補助金額	(1) 同行支援事業：同行を受ける訪問介護員1人につき4,000円／回（上限30回） (2) 安全対策支援事業：対象となる利用者1人につき4,000円／回（上限10回）			

生ごみ処理機設置補助金		担当課	生活環境課 ☎ 0735-23-3349	
概要	事業所から排出される廃棄物の中で、重量比の最も大きな割合を示す生ごみの減量化を図るために、生ごみ処理機を設置する事業所に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。			
利用料等	▼15 k g以上 30 k g未満（生ごみ処理機日処理量） 補助率 本体価格の1/3 限度額 50万円 ▼30 k g以上（生ごみ処理機日処理量） 補助率 本体価格の1/3 限度額 100万円			

ローカル10,000プロジェクト		担当課	企画調整課 ☎ 0735-23-3339	
概要	ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）は、産官学金労言の連携により、地域の人材・資源・資金を活用した新たなビジネスを立ち上げようとする民間事業者の初期投資費用を支援する総務省の制度です。 地域金融機関から融資（無利子・無担保のものに限る）を受けた民間事業者が、新たに事業を立ち上げる場合に必要となる初期投資費用（施設整備・改修費、備品費等）について、公費により補助します。 ※申請までに地域金融機関や市との十分な協議の上、総務省への事前相談が必要となります。			
補助額等	事業費から融資額および自己資金の合計額を差し引いた額 ▼融資額と補助金額の比率に応じた上限額は以下のとおり ・融資額が補助金額と同額以上1.5倍未満の額の場合：2,500万円 ・融資額が補助金額の1.5倍以上2倍未満の額の場合：3,500万円 ・融資額が補助金額の2倍以上の額の場合：5,000万円			

新規開業資金利子補給補助金		担当課	商工観光課 ☎ 0735-23-3357	
概要	新規開業者の負担軽減による創業の促進を図るため、市内で開業または開業しようとする市民や法人が、新規開業に係る融資を受けるに当たり、その利子支払額の一部を補助します。			
補助額等	期間：3年間（36ヶ月） 補給率：2.0％（上限20万円。単年） 対象融資：和歌山県及び創業支援連携事業者（日本政策金融公庫、新宮信用金庫）が所管する新規開業に係るもの			

商工業活性化資金利子補給補助金		担当課	商工観光課 ☎ 0735-23-3357	
概要	日本政策金融公庫の小企業等経営改善資金融資制度等を受けた者に対して、中小企業者の負担軽減を図るため、利子補給を行います。			
補助額等	期間：3年間（36ヶ月） 補給率：1.3％（上限10万円。単年） 対象融資：和歌山県（小企業応援資金（特小））、日本政策金融公庫（小企業等経営改善資金融資制度、生活衛生改善貸付制度）			

7 その他 の支援制度

新宮白浜区間旅客鉄道利用促進事業		担当課	企画調整課 ☎ 0735-23-3339	
概要	新宮駅から白浜駅間の旅客鉄道の確保・維持を図り、もって継続的な地域の移動を支援する目的を達成するため、当該区間を利用する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。 ※この補助金は白浜町以南の1市6町1村と和歌山県、西日本旅客鉄道株式会社、和歌山大学で組織する団体、「紀勢本線活性化促進協議会新宮白浜区間部会」の事業です			
補助額等	対象事業 校外学習支援事業、教育旅行誘致事業 対象経費 JRによる団体割引後の運賃・特急料金のうち、新宮白浜区間の運賃等に相当する額 補助率 定額			

クラウドファンディング型 ふるさと納税活用事業補助金		担当課	企画調整課 ☎ 0735-23-3339	
概要	地域課題の解決やまちの活性化等に取り組む市内で活動する団体等の挑戦を支援するため、ふるさと納税制度を活用して、プロジェクトに共感してくれた方から寄附を募り、その資金を市が補助金として交付します。 募集期間：6月1日～7月31日			
補助額等	補助上限額：寄附額の85% 対象事業：寄附金額の目標額が100万円以上のプロジェクト ※その他要件あり			

犬及び猫避妊・去勢手術補助金制度		担当課	生活環境課 ☎ 0735-23-3348	
概要	飼養者の望まない犬及び猫の繁殖による野犬及び野良猫の発生を抑制するため、犬及び猫の避妊・去勢手術費用の一部を補助しています。			
補助額等	1頭につき手術費用の1/2（限度額：6,000円）			

旅館等宿泊避難支援事業		担当課	防災対策課 ☎ 0735-23-3333（代表）	
概要	風水害時に避難者が宿泊施設を利用することで、避難先の選択肢を増やすことにより、避難所の密度や感染症のリスクを軽減するため、「利用可能宿泊施設」に避難した際の宿泊料金を割引きます。			
補助額等	1人につき1泊上限3,000円（1災害2泊まで）			

自主防災組織支援事業補助金		担当課	防災対策課 ☎ 0735-23-3333（代表）	
概要	自主防災組織が防災活動を行うために必要な防災資機材の購入等に要する経費に対し補助制度を創設し実施しています。 ※市が風水害時に「レベル3 高齢者等避難」、「レベル4 避難指示」、「レベル5 緊急安全確保」のいずれかを発令している場合に限りします。			
補助額等	①初回補助金 備蓄品の購入及び防災活動の推進・避難路・避難場所の整備（補助率8/10） ②追加補助金 備蓄品の購入及び防災活動の推進・避難路・避難場所の整備（補助率5/10） ③人材育成補助金 防災士資格取得試験受験料及び防災士資格認証登録料（補助率10/10） ④津波避難路整備補助金 事業費20万円までの整備費（補助率10/10） 事業費20万円を超える部分の整備費（補助率7/10） * 限度額：146万円			

文化活動振興補助金		担当課	文化振興課 ☎ 0735-29-7111	
概要	丹鶴ホールを使用して、市民のみなさまをお客様としてお迎えする文化イベントを開催する場合に、その事業費の一部が補助されます。			
補助額等	補助対象経費の1/2（上限額150,000円）			

新宮市小中高生スポーツ競技 全国大会出場に係る補助金		担当課	生涯学習課 ☎ 0735-23-3366	
概要	小学生、中学生及び高校生を対象に、スポーツの全国大会への出場に係る経費の一部を補助しています。			
補助額等	交通費については、市職員の旅費規程に準じて算出した額及び車両借上料、高速道路使用料等の総額の1/2以内。 宿泊費については、大会出場のために要した泊数により、1泊につき4,000円。 （上限額300,000円）			

まちづくり市民活動補助金		担当課	商工観光課 ☎ 0735-23-3357	
概要	市民が主役の魅力あるまちづくりの推進を目的として、市民団体が自主的・自発的におこなう公益的な事業に対し、定めた条件により補助金を交付します。			
補助額等	補助対象経費から特定財源（入場料等の事業実施に伴う収入）を除いた額の1/2（上限30万円）			

